

## 戸田市ふるさと納税返礼品等協力事業者募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ふるさと納税制度を活用した戸田市及び地元特産品等のPRにより、戸田市への寄附を促進し、市内産業の振興及び地域の活性化に繋げるため、寄附者へのお礼品として贈呈する商品及びサービス（以下「返礼品等」という。）を提供する協力事業者（以下「協力事業者」という。）の募集について必要なことを定めるものとする。

(協力事業者の要件)

第2条 協力事業者の要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

(1) 次のいずれかに該当している法人、団体又は個人事業者（以下「法人等」という。）であること。

ア 本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場が市内にある法人等

イ 市長が特に認めた法人等

(2) 法令等に沿った操業、生産、製造、販売等を行っていること。

(3) 市税の滞納、未申告等がないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有しないこと。

(5) 行政機関から行政指導を受けていないこと。

(返礼品等の要件)

第3条 返礼品等の要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

(1) 市内の魅力を発信、又は地域産業の振興につながる要素を持つものであること。

(2) 平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条に規定する総務大臣が定める基準その他総務省通知等の規定に適合するものであること。

(3) 品質及び数量の面において安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定及び数量限定で供給可能なものは、提供期間内の安定供給が見込まれるものであること。

(4) 飲食物の場合は、出荷後に適切な賞味期限が保障されるものであること。

(5) 指定の宅配業者による配送（市と協議の結果、市が認める適正な配送方法を行う場合を含む。）が可能なものであること。

2 返礼品等の金額は、送料を除き、消費税、梱包料等の必要経費を含め、

寄附金額（1,000円以上で市が別に定める金額とする。）の3割の額を上限とする。

（費用負担）

第4条 返礼品等の代金及び送料は、市が負担する。ただし、協力事業者又は宅配業者の責に帰すべき事由により、返礼品等の再配送等を行う場合については、この限りでない。

（協力事業者の募集）

第5条 協力事業者の募集は、原則として随時行うこととする。

（協力事業者の登録申込み）

第6条 協力事業者の応募をする者は、返礼品等の提案をすることとし、戸田市ふるさと納税返礼品等協力事業者登録申込書（第1号様式）に、必要事項を記入して添付書類とともに提出することとする。この場合において、戸田市（ふるさと納税取扱業務を戸田市から委託された事業者を含む。）から、その業務のために必要とする事務書類の提出について依頼があった場合には、当該書類を別途提出することとする。

（協力事業者の決定）

第7条 前条の申込みがあった場合において市長は、速やかに登録の可否を決定し、その結果を戸田市ふるさと納税返礼品等協力事業者登録（承認・不承認）決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（協力事業者の取消し等）

第8条 市長は、協力事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、協力事業者の登録及び返礼品等の提供を取り消し、戸田市ふるさと納税返礼品等（協力事業者登録・採用）取消通知書（第3号様式）により通知するものとする。

- (1) 第2条に規定する要件に違反したとき。
- (2) 第3条に規定する要件に違反したとき。
- (3) その他市長がやむを得ないと認めたとき。

（返礼品等の変更申請）

第9条 協力事業者は、返礼品等の内容を変更しようとする場合は、戸田市ふるさと納税返礼品等変更申請書（第4号様式）を提出しなければならない。

（返礼品等の変更決定）

第10条 前条の申請があった場合において市長は、速やかに変更の可否を決

定し、その結果を戸田市ふるさと納税返礼品等変更（承認・不承認）決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（返礼品等の追加提案）

第11条 協力事業者は、返礼品等の追加提案をしようとする場合は、戸田市ふるさと納税返礼品等追加提案書（第6号様式）を提出しなければならない。

（返礼品等の追加提案決定）

第12条 前条の追加提案があった場合において市長は、速やかに追加の可否を決定し、その結果を戸田市ふるさと納税返礼品等追加提案（承認・不承認）決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（協力事業者の取りやめ等）

第13条 協力事業者は、協力事業者の登録の取りやめ又は返礼品等の提供の取りやめをする場合には、戸田市ふるさと納税返礼品等（協力事業者登録・提供）取りやめ報告書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年10月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に印刷されている改正前の様式は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。